

議案第二十四号

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

令和五年三月二十七日

港区教育委員会

令和5年3月27日
教育委員会議案資料 No. 5

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第六号中「基準日が三月一日又は六月一日である場合にあつては基準日以前三箇月間、基準日が十二月一日である場合にあつては」を削る。

第二十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（令和五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和五年六月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第二十一条第一項第六号の規定の適用については、同号中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

3 令和五年六月に支給する期末手当に関する改正後の規則第二十四条の規定の適用については、改正後の港区職員の期末手当に関する規則別表第一中「二十三日」とあるのは「十二日」、「と「三十三日」とあるのは「十七日」と、「四十三日」とあるのは「二十二日」と、「五十三日」とあるのは「二十七日」と、「六十三日」とあるのは「三十二日」と、「八十三日

「とあるのは「四十二日」と、「百三日」とあるのは「五十二日」とする。

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(期末手当の支給対象外となる会計年度任用講師)

第二十一条 条例第十六条第一項前段の港区教育委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員(同条第三項の規定により港区職員の給与に関する条例(昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員)の例によるとして期末手当を支給しないこととされるフルタイム会計年度任用職員を除く。)は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項の規定による育児休業中(以下「育児休業中」という。)のフルタイム講師のうち、支給期間(基準日以前六箇月間をいう。以下同じ。)において勤務した期間があるフルタイム講師以外のフルタイム講師

2〜4 (略)

(前略)

(期末手当の支給対象外となる会計年度任用講師)

第二十一条 条例第十六条第一項前段の港区教育委員会規則で定めるフルタイム会計年度任用職員(同条第三項の規定により港区職員の給与に関する条例(昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員)の例によるとして期末手当を支給しないこととされるフルタイム会計年度任用職員を除く。)は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項の規定による育児休業中(以下「育児休業中」という。)のフルタイム講師のうち、支給期間(基準日が三月一日又は六月一日である場合にあっては基準日以前三箇月間、基準日が十二月一日である場合にあっては基準日以前六箇月間をいう。以下同じ。)において勤務した期間があるフルタイム講師以外のフルタイム講師

2〜4 (略)

(中略)

(期末手当の支給日)

第二十三条 条例第十六条第一項及び第三十条第一項に規定する期末手当の支給日は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前のその日に最も近い金曜日とする。

- 一| 六月に支給する期末手当 六月三十日
 - 二| 十二月に支給する期末手当 十二月十日
- 2 (略)

(後略)

付 則

(施行期日)

- 1| この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- (令和五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 2| 令和五年六月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則(次項に

(中略)

(期末手当の支給日)

第二十三条 条例第十六条第一項及び第三十条第一項に規定する期末手当の支給日は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前のその日に最も近い金曜日とする。

- 一| 三月に支給する期末手当 三月十五日
 - 二| 六月に支給する期末手当 六月三十日
 - 三| 十二月に支給する期末手当 十二月十日
- 2 (略)

(後略)

において「改正後の規則」という。）第二十一条第一項第六号の規定の適用については、同号中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

3| 令和五年六月に支給する期末手当に関する改正後の規則第二十四条の規定の適用については、改正後の港区職員の期末手当に関する規則別表第一中「二十三日」とあるのは「十二日」と、「三十三日」とあるのは「十七日」と、「四十三日」とあるのは「二十一日」と、「五十三日」とあるのは「二十七日」と、「六十三日」とあるのは「三十二日」と、「八十三日」とあるのは「四十二日」と、「百三日」とあるのは「五十二日」とする。

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の
一部を改正する規則等について

審議内容

幼稚園教育職員及び会計年度任用講師について、令和5年度から実施される定年引上げや給与改定に伴い、関連する規則の一部改正を行います。

1 経緯

(1) 定年引上げ

地方公務員法の一部改正により、幼稚園教育職員の定年が引き上げられることに加え、定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度が規定されることを受けて、令和4年第3回港区議会定例会において、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「幼教給与条例」といいます。）が一部改正されました。

(2) 給与改定

令和4年第4回港区議会定例会において、幼教給与条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が一部改正され、特別給（賞与）の支給月数等が改定されました。

2 改正する規則及び主な改正内容

議案	規則名	主な改正内容																							
第24号	港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則	令和5年度以降、期末手当の支給が年2回（6月及び12月）となるため、手当算定の基準日や支給日等の規定を修正します。																							
第25号	港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則	定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員等」といいます。）に対する管理職員特別勤務手当の支給額について定めます。																							
第26号	港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	上記改正に伴い、令和4年10月24日教育委員会にて審議・決定された同規則の一部改正（令和5年4月1日施行）に、さらに文言修正等の改正を加えます。																							
第27号	港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則	議案第24号と同様																							
第28号	港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則	令和5年度以降の勤勉手当の支給月数等を下表のとおり規定します（単位：月）。																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定年前職員</td> <td>管理職員以外</td> <td>1.075</td> <td>1.075</td> <td>2.15</td> </tr> <tr> <td>管理職員</td> <td>1.275</td> <td>1.275</td> <td>2.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暫定再任用職員等</td> <td>管理職員以外</td> <td>0.525</td> <td>0.525</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>管理職員</td> <td>0.625</td> <td>0.625</td> <td>1.25</td> </tr> </tbody> </table>			6月	12月	合計	定年前職員	管理職員以外	1.075	1.075	2.15	管理職員	1.275	1.275	2.55	暫定再任用職員等	管理職員以外	0.525	0.525	1.05	管理職員	0.625	0.625	1.25
				6月	12月	合計																			
		定年前職員	管理職員以外	1.075	1.075	2.15																			
			管理職員	1.275	1.275	2.55																			
暫定再任用職員等	管理職員以外	0.525	0.525	1.05																					
	管理職員	0.625	0.625	1.25																					

3 施行期日

議案第26号以外 令和5年4月1日

議案第26号 公布の日(※)

※ 令和4年10月24日教育委員会にて審議・決定された改正事項と併せて、令和5年4月1日から適用